静岡市使用済自動車引取業者登録等に関する行政指導指針

1 趣旨

この指針は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)の規定に基づき引取業者及びフロン類回収業者の登録並びに解体業及び破砕業の許可の申請を行う事業者に対し、法に定めるもののほか、必要な行政指導を行うことにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 政令 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成14年政令第389号)をいう。
- (2) 省令 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省/環境省 /令第7号)をいう。
- (3) 使用人 政令第5条に規定する使用人をいう。
- (4) 医師の診断書等 「精神の機能障害により、当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思の疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断書」又は「後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第4条第1項に規定する後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書」をいう。

3 行政指導指針

事業者は、引取業者及びフロン類回収業者の登録並びに解体業及び破砕業の許可の申請又は届出に当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 更新申請と変更届を同時に行い、共通する添付書類を省略する場合は、その理由を記載 した書類(指導指針様式第2号)を添付すること。
- (2) 引取業者及びフロン業回収業者の登録の申請又は届出を行う事業者は、省令で規定されている下記書類について、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 住民票の写しについては、受付目前3か月以内に交付されたものであること。
 - イ 申請者が法人である場合に添付する登記事項証明書については、履歴事項全部証明書 とし、受付日前3か月以内に交付されたものであること。
- (3) 引取業者及びフロン業回収業者の登録の申請を行う事業者は、省令で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。
 - ア 更新許可申請の場合には、申請先が交付した登録通知書の写し

- イ 申請先から他の登録通知書及び許可証が交付されている場合は、その写し
- ウ 申請先以外から登録通知書及び許可証が交付されている場合は、その写し
- (4) 引取業者及びフロン業回収業者に係る変更(廃業)の届出を行う事業者は、省令で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。
 - ア 住所、氏名又は名称、法人の代表者及び事業所の名称又は所在地の変更の場合には、 申請先が交付した登録通知書の写し
 - イ 廃業の場合には、申請先が交付した登録通知書
- (5) 解体業及び破砕業の許可の申請又は届出を行う事業者は、省令で規定されている下記書 類について、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 住民票の写し及び医師の診断書等については、受付日前3か月以内に交付されたもの であること。
 - イ 申請者が法人である場合に添付する登記事項証明書については、履歴事項全部証明書 とし、受付目前3か月以内に交付されたものであること。
- (6) 解体業の許可の申請を行う事業者は、省令で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。
 - ア 公図の写し
 - イ 更新許可申請の場合は、事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、 断面図、構造図及び設計計算書並びに付近の見取り図
 - ウ 使用人に該当する者がいる場合は、その使用人の権限を証する書類(指導指針様式第 1号)
 - エ 更新許可申請の場合は、申請先が交付した許可証の写し
 - オ 申請先から他の登録通知書及び許可証が交付されている場合は、その写し
 - カ 申請先以外から登録通知書及び許可証が交付されている場合は、その写し
 - キ 申請先から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは 第14条の2第1項の規定による許可証が交付されている場合は、その写し
- (7) 破砕業の許可の申請を行う事業者は、省令で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。
 - ア 公図の写し
 - イ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに付近の見取り図
 - ウ 使用人に該当する者がいる場合は、その使用人の権限を証する書類(指導指針様式第

1号)

- エ 更新許可申請及び破砕業の事業範囲の変更許可申請の場合には、申請先が交付した許 可証の写し
- オ 申請先から他の登録通知書及び許可証が交付されている場合は、その写し
- カ 申請先以外から登録通知書及び許可証が交付されている場合は、その写し
- キ 申請先から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは 第14条の2第1項の規定による許可証が交付されている場合は、その写し
- ク 申請先から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項又は第15条の2の6第1 項の規定による許可証が交付されている場合は、その写し
- (8) 解体業及び破砕業の許可に係る変更(廃業)の届出を行う事業者は、省令で規定されているもののほか、次に掲げる書類を添付すること。
 - ア 事業の用に供する施設等の変更の場合は、公図の写し及び施設の所有権を有すること (所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること)を証する書類
 - イ 住所の変更、氏名又は名称の変更の場合は、申請先が交付した許可証の写し
 - ウ 廃業の場合は、申請先が交付した許可証

附則

この指針は、平成29年5月1日から施行する。

附則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この指針は、令和3年9月1日から施行する。

証 明 書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記の者は、次に掲げるものの代表者であり、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行 令第5条で規定する使用人であることを証明します。

(次のいずれかに○印をつけてください。)

- 1 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を 締結する権限を有する者を置くもの

記

氏 名

事業場の名称

職名

職即

添付書類省略理由書

(宛先) 静岡市長

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記の添付書類は、次の理由によりその添付を省略しました。

記

2. 省略理由

上記の添付書類は次の申請書に添付したものとその内容が同一のため、その添付を省略します。

添付した申請書